

平成30年余市町議会第3回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午前11時53分

○招集年月日

平成30年9月25日（火曜日）

○欠席議員（0名）

○招集の場所

余市町議事堂

○出席者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
総 務 部 長	前 坂 伸 也
総 務 課 長	須 貝 達 哉
企 画 政 策 課 長	笹 山 浩 一
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	須 藤 明 彦
町 民 福 祉 課 長	上 村 友 成
高 齢 者 福 祉 課 長	増 田 豊 実
保 健 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	秋 元 直 人
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	阿 部 弘 亨
建 設 水 道 部 長	久 保 宏
建 設 課 長	亀 尾 次 雄
まちづくり計画課長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	渡 辺 郁 尚
会 計 管 理 者（併）会 計 課 長	山 本 金 五
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 利 美
教 育 委 員 会 教 育 長	佐々木 隆
教 育 部 長	小 俣 芳 則
学 校 教 育 課 長	古 山 尚 志
社 会 教 育 課 長	奈 良 論

○開 会

平成30年9月25日（火曜日）午前10時

○出席議員（18名）

余市町議会議長	6番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	11番	白 川 栄美子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	辻 井 潤
〃	4番	岸 本 好 且
〃	5番	土 屋 美奈子
〃	7番	近 藤 徹 哉
〃	8番	吉 田 浩 一
〃	9番	佐 藤 一 夫
〃	10番	野 崎 奎 一
〃	12番	庄 巖 龍
〃	13番	安 久 莊一郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	藤 野 博 三
〃	17番	茅 根 英 昭
〃	18番	溝 口 賢 誇

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
議 事 係 長 枝 村 潤
書 記 細 川 雄 哉

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について
- 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について
- 第 7 報告第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成30年度余市町一般会計補正予算(第4号))
- 第 8 議案第 1号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第5号)
- 第 9 議案第 2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第 3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第 5号 工事請負契約の締結について

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから平成30年余

市町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案6件、報告5件、認定1件、他に一般質問と議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号14番、大物議員、議席番号15番、中谷議員、議席番号16番、藤野議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番(藤野博三君) 平成30年余市町議会第3回定例会開催に当たり、9月19日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として前坂総務部長、須貝総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案6件、報告5件、認定1件、一般質問は9名によります12件、他に議長の諸般報告、行政報告でございます。

会期につきましては、本日より9月28日までの4日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、

省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号ないし日程第6、報告第4号 専決処分の報告について及び日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町一般会計補正予算（第4号））、以上5件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第5号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第5号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、一般質問は、9名による12件です。

日程第13、議案第4号 余市ダム管理条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第6号 平成29年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、認定第1号 平成29年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、議長と議会選出の監査委員を除く議員16名で構成する平成29年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることをつけ加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しましては審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検

査の権限を付与することに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から28日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から28日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第199条第9項の規定によります定例監査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る8月6日、国道229号余市・岩内・島

牧間整備促進期成会の総会が開催され、総会終了後、要請行動が実施され、お手元に配付の内容のとおり要請いたしてまいりましたので、ご報告申し上げます。

次に、議員の派遣についてご報告申し上げます。去る8月23日に岩内町で開催されました後志町村議会議員研修会に各議員のお手元に配付のとおり会議規則第121条の規定に基づき議員の派遣決定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によります平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） この際、各議員にご了解を願いたいと思います。

齊藤町長からご挨拶いたしたい旨の申し出がありましたので、発言を許したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

齊藤町長の発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成30年余市町議会第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、このたびの町長選挙におきまして多くの町民の皆様からのご信任を賜り、余市町政のかじ取りを務めさせていただくことになりました。まことに光栄に存ずるとともに、改めまして課された使命の大きさと重責を厳粛に受けとめ、町勢発展のために全身全霊でささげる覚悟でございます。

まちづくりは、行政だけでできるものではなく、

町民の皆様一人一人のお力が必要になってまいります。一人一人がまちづくりのプレーヤーであるとの思いをお持ちいただき、我々としまでも町民の皆様とコミュニケーションを密に図りながら、未来に向けて皆様とともに新たな道を切り開いてまいりたいと考えております。また、余市町の魅力を積極的に発信し、地域の活力を高め、町民の皆様がわくわくするような余市町を目指していくために、国、北海道、近隣自治体、民間企業などともしっかりと連携し、町民の皆様から寄せられた信頼と期待に応え、余市町の限らない発展に向けて職員とともに一丸となって邁進してまいり所存でございます。

どうか今後とも町議会議員の皆様、さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げますとともに、町民の皆様の深いご理解と特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の就任のご挨拶といたします。

○議長（中井寿夫君） 町長の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申し出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 損害賠償について行政報告を申し上げます。

本件は、本年7月に町が管理する道路上において自動車破損事故が5件発生し、当該自動車の損害賠償について関係者と余市町が示談交渉を行ってまいりましたが、このうち4件が損害賠償額について示談が成立したことから、その概要につきましてご報告申し上げます。

ことは、春先の寒暖の差が激しかったことから全町的に道路舗装面のひび割れが進み、町といたしましてもパトロールを強化し、適宜補修に努めてまいりましたが、7月に入ると例年になく降水量が多く、特に本件事故が発生いたしました7

月15日は正午前後の1時間で16.5ミリの降水量を記録し、舗装面にできていたひび割れがこの短時間降雨により拡大し、そこを通過する大型車両の重みで路面の一部が崩れ、道路上に穴ができた大きな要因となったものでございます。

事故の概要につきましては、平成30年7月15日から17日にかけて、黒川町1352番地1付近の町道黒川栄町山手線、仁木町との境界付近の直線道路において道路の穴でタイヤがパンクする事故が5件発生したものでございます。事故発生後の経過でございますが、現場の穴の補修を早急に実施するとともに、他の道路の路面状況もあわせて点検を行い、再発防止に向けた穴埋め補修に取り組んだところでございます。

その後それぞれの関係者と話し合いを行い、5件のうち4件について本町が損害賠償金を支払うことにより和解することで合意に至り、8月17日に地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償額の決定及び地方自治法第179条第1項の規定により損害賠償金の補正予算について専決処分をいたし、同日示談が成立したところでございます。

なお、残りの1件につきましては、自動車の破損箇所と事故の因果関係が確認できず、示談交渉が難航していたことから、8月9日付で弁護士と示談交渉を委任する契約を締結し、現在も継続して示談に向けた交渉をしているところでございます。

今後におきましては、町道の適正管理により一層努めてまいりますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、損害賠償についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、日程第4、報告第2号 専決処分の報告について、日程第5、報告第3号 専決処分の報告について、日程第6、報告第4号 専決処分の報告について、日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについての以上5件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第3ないし日程第7を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（亀尾次雄君） ただいま一括上程されました報告第1号ないし報告第4号 専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、行政報告でご報告いたしました平成30年7月15日から平成30年7月17日にかけて本町が管理する道路上の穴により発生いたしました自動車のタイヤパンク事故にかかわる損害賠償の和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本件につきましては、自動車所有者と解決に向けて交渉を行い、このたび一定の合意に至りましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償額について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月17日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・
、氏名、・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、2万7,778円を支払うものとする。

3、事故の概要、（1）、事故の発生日、平成30年7月15日。（2）、事故の発生場所、余市郡余市町黒川町1352番地1。（3）、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月17日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・、氏名、・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、1万2,501円を支払うものとする。

3、事故の概要、（1）、事故の発生日、平成30年7月16日。（2）、事故の発生場所、余市郡余市町黒川町1352番地1。（3）、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの。

次に、報告第3号 専決処分の報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月17日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・、氏名、・・・・・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、7,160円を支払うものとする。

3、事故の概要、（１）、事故の発生年月日、平成30年7月16日。（２）、事故の発生場所、余市郡余市町黒川町1352番地1。（３）、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの。

次に、報告第4号 専決処分報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月17日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・
・・・、氏名、・・・・・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、8万4,726円を支払うものとする。

3、事故の概要、（１）、事故の発生年月日、平成30年7月17日。（２）、事故の発生場所、余

市郡余市町黒川町1352番地1。（３）、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの。

以上、一括上程されました報告第1号ないし報告第4号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 続きまして、一括上程されました報告第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成30年度余市町一般会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものでございます。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第4号）の内容につきましては、一括上程されております報告第1号ないし報告第4号、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定についてに係る損害賠償の予算計上でございます。

なお、歳入につきましては、総合賠償責任保険金により歳出との均衡を図った次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月17日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算（第4

号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,917万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、13目諸費、補正額13万3,000円、22節補償補填及び賠償金13万3,000円につきましては、町道における車両破損事故に伴う損害賠償金の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。このページ中段でございます。2、歳入、20款雑収入、5項雑入、1目雑入、補正額13万3,000円、1節雑入13万3,000円につきましては、歳出における損害賠償金に係る総合賠償責任保険金の計上でございます。

以上、報告第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の報告5件についてこれより質疑を行います。

○8番(吉田浩一君) 先ほど町長からも行政報告があったと思うのですが、まず事故発生場所が黒川町1352番地の1ということで、いわゆる仁木町との境の農道だと思います。

それで、聞きたいことは事故発生の時間です。今回4件のほかに1件がまだ係争中という先ほど行政報告があったのですが、係争中のことは係争中でそれは構わないのですが、時間帯としては何時から何時ぐらいの間だったのでしょうか、この5件全部含めて。

それと、小樽に向かう車線だったのですか、それとも仁木に向かう車線だったのか、この辺はいかがでしょうか。ちょっとお願いします。

○建設課長(亀尾次雄君) 8番、吉田議員のご質問にご答弁したいと思います。

まず、1点目の時間帯でございます。これにつきましては、15日の昼、午前零時が1件と、あと昼からと、それから午後の5時とか、それと続けて、16日のお昼ごろです。それと、最後の1件が早朝の17日の8時15分となっております。

そして、通行の穴の場所につきましては、小樽方面に向かった方向での事故となっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○8番(吉田浩一君) ちょっとよくわからないのだけれども、15日の午前零時と言ったと思うのだけれども、15日の午前零時といたら真夜中です。その真夜中から17日の最後が8時15分というのだったら、丸2日間もかかったということですか、これを発見するまでに。そういうふうに判断されるのだけれども、逆に先ほど町長の行政報告の中では非常に大雨が降っていたと。1時間当たり16ミリというのはそんなに大雨でもない、強いほうなのは確かなのでしょうけれども、そんなに大雨というわけでもないです。そういう中で、当然町としては道路に限らず河川も含めてある程度水が出たらパトロールしているはずですが、丸2日も発見できなかったということは、これはどういうことなのですか。その辺含めてお願いします。

○建設課長(亀尾次雄君) 8番、吉田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、この事故が発見できなかったということでございます。これにつきましては、大雨の後通常パトロールしているのですが、その日につきましては3連休の日曜日でございます。役場が休んでございます。当然本当に警報が出るような大雨ですと、パトロール等行うのですが、ここの場所につきましては、16ミリというこ

とでまだ大雨警報も出ていなかった状況もございまして、そこら辺発見がちょっとおくれたということでございます。

そして、ここの発見に至った経過でございます。これにつきましては、16日の月曜日、祝日なので、その夜に穴があいているというような形の通報がございました。それで、状況をお聞きした中においては大したことの無いような穴だということだったので、早朝に復旧するという体制でいった段階で、役場が始まって午前中にすぐ向かったのですけれども、直す前に1台通過して事故が起きたという状況でございます。その段階で17日の午前中には全部復旧が終わっているということでございます。発見がおくれたというのは、どうしても休みが重なったという状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

時間の訂正でございます。済みません。先ほどの時間は、お昼の12時ということで、夜間でございますので、申しわけございません。

○8番(吉田浩一君) 休みだったということで、その状況としては理解いたしましたけれども、最終的にこれは保険から出るということで、町の直接的な持ち出しはないのかもしれませんが、やはり道路管理者としてはいかなるものかなというふうに感じておりますということだけ申し上げておきます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

まず、報告第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第3号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第4号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第5号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第8、議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第5号)について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、余市協会病院バス路線運行維持対策に係る補助金と周産期医療支援事業に係る本町負担金、さらに寄附に伴う余市町ふるさと応援寄附金基金への積立金等の補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。衛生費におきましては、町営斎場建替事業に係る調査設計委託料の補正計上を行ったものであります。

農林水産業費におきましては、交付対象者の追加に伴う農業次世代人材投資資金交付金の増額補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、補助申請件数の増などにより不足が見込まれます空家住宅除却費補助金の増額と電線共同溝工事に伴う町営駐車場の電柱共架ケーブル撤去工事の補正計上を行ったものであります。

教育費におきましては、旭中学校グラウンドフ

エンスの老朽化による補修工事の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、道支出金、町債等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額3,401万3,000円を既定予算に追加した予算総額は88億318万6,000円と相なった次第であります。

今回ご提案いたしました補正予算（第5号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長(高橋伸明君) 議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第5号）。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,401万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億318万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額895万9,000円、25節積立金895万9,000円につきましては、寄附による余市町ふるさと応援寄附金基金積立金の計上でございます。

5目企画費、補正額500万円、19節負担金補助及

び交付金500万円につきましては、余市協会病院バス路線運行維持対策事業補助金の計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額589万4,000円、19節負担金補助及び交付金589万4,000円につきましては、周産期医療支援事業負担金の計上でございます。

4目環境衛生費、補正額440万円、13節委託料440万円につきましては、町営斎場建替事業に伴う調査設計委託料の計上でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額ゼロ円につきましては、寄附に伴います財源の組みかえ計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額112万5,000円、19節負担金補助及び交付金112万5,000円につきましては、対象者の増に伴う農業次世代人材投資資金交付金の増額計上でございます。

5目農業構造改善センター費、補正額14万3,000円、11節需用費14万3,000円につきましては、山田町農業構造改善センター敷地内の外灯の老朽化に伴う修繕費の計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額400万円、19節負担金補助及び交付金400万円につきましては、申請件数の増加見込みによる空家住宅除却費補助金の増額計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、3目駐車場管理運営事業費、補正額160万円、15節工事請負費160万円につきましては、電線共同溝工事に伴う町営駐車場電柱共架ケーブル撤去工事の追加計上でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額131万6,000円、11節需用費131万6,000円につきましては、町営住宅及び敷地内の外灯に係る修繕費の増額計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、3目学校改修整備

費、補正額157万6,000円、15節工事請負費157万6,000円につきましては、老朽化に伴う旭中学校フェンス補修工事の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額112万5,000円、1節農業費道補助金112万5,000円につきましては、歳出における農業次世代人材投資資金交付金の増額に伴う補助金の計上でございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額895万9,000円、1節総務費寄附金895万9,000円につきましては、366件の余市町ふるさと応援寄附金でございます。

4目衛生費寄附金、補正額7,000円、1節衛生費寄附金7,000円につきましては、匿名を希望される方より環境対策事業寄附金でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

18款繰入金、5項教育施設建設整備基金繰入金、1目教育施設建設整備基金繰入金、補正額157万6,000円、1節教育施設建設整備基金繰入金157万6,000円につきましては、歳出における旭中学校フェンス補修工事への繰り入れの計上でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,794万6,000円、1節繰越金1,794万6,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

21款町債、1項町債、4目過疎対策事業債、補正額440万円、1節過疎対策事業債440万円につきましては、町営斎場建替事業債の増額補正でございます。

次に、地方債につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、町

営斎場建替事業債、補正前限度額2億8,320万円、補正後限度額2億8,760万円。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 2ページ、3ページのところに書かれているふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税のことについて伺いたいのですけれども、おおよそ895万円。ちなみに、この補正予算が成立して積み立てが行われたとした場合、この時点までで本年度、30年度は何件ほど寄附が全部合わせて来ていて、総額全部積み立てたら幾らになるのか。

あと、恐らくこれ調べていないし、調べようがないかもしれないからわからないかとは思いますが、この寄附が行われたことによって控除されたであろう各地域の住民税は総額幾らになっているかわかれば教えてください。

○企画政策課長（笹山浩一君） 14番、大物議員からのふるさと納税に関するご質問に答弁申し上げます。

直近のふるさと納税の寄附件数でございますが、現在554件でございます。そして、寄附金額につきましては1,369万1,000円となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○税務課長（紺谷友之君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成30年分に係りますいわゆるふるさと納税に係る税額の控除に関してなのですが、こちら平成30年分の所得ということになりますので、こちらの控除額の内容につきましては平成30年分の所得、平成31年度の町道民税のほうの控除という形になりますので、現段階では金額等押さえられる状況にはございませんので、その旨ご了承いただ

ければと思います。

○8番（吉田浩一君） 毎年聞いています。支出のほうの3ページ、余市協会病院バス路線の補助金500万円についてなのですけれども、これは前年の中央バスの協会バス路線に対する赤字補填ということなのですけれども、恐らく決算書が来ているはずだと思います。29年度のこの路線の収入、支出、そして赤字額は総額で幾らだったのか。それと、利用者です。利用者何人29年度はいたのか。それと、余市町としてこのバス路線をどうしたいのか、全部で5点質問いたします。

○企画政策課長（笹山浩一君） 8番、吉田議員からのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目、平成29年度の決算でございますが、北海道中央バスから提出のございました決算数字でございますが、こちらにつきましては収入が761万8,000円、支出が1,445万2,000円でございます。この結果683万4,000円の赤字決算となっております。

次に、利用者ということでございますが、輸送人員ということで提出がされて、報告がなされております。こちらにつきましては、年間で3万5,275人となっております。

また、今後のあり方でございますが、平成29年9月に設置いたしました余市町地域公共交通活性化協議会、こちらの中で公共交通空白地帯も含めた中で今後のあり方につきましては協議検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○8番（吉田浩一君） 赤字額が680万円ということで、毎年質問しているからある程度数字は押さえているのですけれども、去年より中央バスの赤字幅としてはちょっと、たしか去年200万円ぐらいの、500万円を町から入れてなのですけれども、200万円ぐらいの赤字だった。ことしは余市町から500万円を入れたら180万円の赤字ということで、1割ぐらい赤字は減ったという数値になっていま

す。

利用者なのですけれども、28年との比較では2,000人ぐらいまた減っているのではないかなというふうに見たのですけれども、利用者の声として、27年のときはトータルで余市町から500万円も入れたのだけれども、400万円ぐらい赤字だった。そのときがピークだったと思うのです。それで、結局その赤字対策ということで、利用者のいない時間帯のバスを減便したと。それによって経費を削減して、赤字幅を圧縮したということが現実です。それによって確かに赤字幅は減ったのだけれども、利用する人にしてみたら、特にあの地域の高齢者の方というか、車のない方の言い分としては、夏場はいいけれども、冬の間減便をされると足がなくて困ったのだよと、困っているのだよという声が非常に多いのです。それで、余市町としては、このバスのところをどうするのだということで、今笹山課長の答弁ではいわゆるデマンドバスを走らせますということで、そういう答弁がされたと思うのだけれども、実は答弁された内容というのは去年の滝上課長と同じなのです、去年の課長と。私が聞いているのは、デマンドバスでなくて、このバス路線をどうしたいのですかということを知っているのです。つまりその前の年は、25年、26年のころは答弁としてバス利用をふやすために地域の区会だとかに相談しますよとかという答弁もしているのです、過去において。デマンドバスというのはデマンドバスでわかります。デマンドバスとこの中央バスの協会病院路線というのは別なはずですが、考え方としては。だから、ここのバス路線をどうしたいのか、余市町として。将来的にデマンドバスやるから、そこところは全部廃止していいよという、そういう考え方でいくのかどうか、そこを聞きたいのです。この辺はいかがでしょうか。

○総務部長（前坂伸也君） 8番、吉田議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

このご質問につきましては、議員から毎年いろいろご提言を含めてご指摘を受けているところがございます。まずは、この協会病院線、町内を巡回する唯一の路線ということで、非常に重要な路線だと位置づけております。町内巡回して協会病院までつながる。その間大型の商店街も通るということで、利用者にとってはとても利便性が高い路線として位置づけをしております。そういった中で、結果として毎年赤字が続きまして、町からも一定程度の補助をさせていただくということがございます。

そういった中で、先ほど課長は地域公共交通活性化協議会という中で十分この路線のあり方も含めて協議をしてまいりたいということなのですが、デマンドバスというご発言がございましたが、決して今の時点でデマンドバスを走らせるということで決定しているわけではございません。一つの方法としてデマンドバスという方法も考えられますが、今後この重要な路線という位置づけ、これは変わりませんので、協議会の中で維持存続に向けた方法としてどういった方法があるのか等々について十分協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○8番（吉田浩一君） デマンドバスと違うのだよということ、そうですねということなのですが、それではその協議会の中で今具体的にどのような話が進んでいるのですか。どのような町としては提案をしようとしているのか。利用者の声としては、さっきも言いましたけれども、夏場はいいのです。夏場はいいと言ったらおかしいけれども、夏場はそれこそ自転車でも動けるでしょうし、歩くとしても雪があるわけでもない。問題は冬の足なのです。今部長が答弁されたように、ここの路線というのは協会病院から出て、商店街なり、駅なりをずっと回っていく。そういうところで利便性が高いということで、町民の人もそういう見方をされていて、だけれどもそ

このところが減便されているよという現実があるのです。便数をふやせば赤字になる。減らせば利用者から利用しづらいよという声が出てくる。どういふに余市町はこの辺を提案しようと考えているのか。ましてそれこそこの500万円というのは、余市町と中央バスとの取り決めの中では500万円以内ということで、なおかつ毎年年度当初にこれは予算計上されないと。要するに前年の決算を見てからということなのだけれども、少なくとも自分が議員職を預かって以来毎年500万円なのです。要するに黒字になっていることはないということなのです。ずっとこれを何十年も、やおら20年以上やっているのであれば、そろそろ本格的にどういふにしたいのかということを考えてほしいのではないのか。それで、具体的に今町としてはどういふふうな提案をしようというふうに考えているのか、この辺を言える範囲でお願いしたいなと思います。

○企画政策課長（笹山浩一君） 8番、吉田議員からの再度のご質問にご答弁申し上げます。

協議会での進め方ということでございますが、こちらのほうにつきましては本年度公共交通網形成計画策定委託業務ということで今後の進め方、事前にこの委託業務とあわせましてバス路線利用者のアンケート調査ですとか、そういったものを実施しながら現在委託業務の執行を行っているところでございます。この業務の執行に当たりましては、またいろいろと町民の皆様からのご意見もいただきながら、今後の方向性につきまして協議検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○4番（岸本好且君） 8款土木費の関係で空き家住宅の除却費の補正予算の400万円について質問いたします。

今現在この申請というのがどのぐらいあるのかということと、それからもう既に空き家が余市町は相当の件数が数的に出てきていますけれども、

崩壊寸前といいますか、特定空き家の町としてつかんでいる数字、この2点お聞きしたいと思いません。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 4番、岸本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の空き家の申請件数でございますけれども、当初予算で15件計上しております、本年度既にもう15件申請済みとなっております。

2点目の特定空き家の関係でございますが、これにつきましては空家等対策協議会の中で承認いただくことになっておりまして、今現在空き家のほうの調査を実態調査としてとり行っているところでございます。スケジュールといたしまして、実態調査を行いまして、特定空き家の候補となるものをその空家等対策協議会のほうにお諮りをいたしまして、承認をいただくという運びになっておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○4番（岸本好且君） 先日の台風、それから地震等がありました。余市町は、農業被害以外にはそれほど大きくあったとは聞いておりませんが、この災害や大きな特に地震とか起きた場合に、今の特定空き家についてはその持ち主だけでなく近隣含めて道路、もし道路のほうに崩壊してしまったら大変な事故ということになりますので、今協議会でそういうのを努められているということですが、町として起きてからでは遅いということで、特にこの空き家の除却の関係について、これからまだ秋にかけて台風ももちろん予想されますし、それから冬、特に豊浜地区とかは道路が万が一そこに雪が落ちるようなこととなりますと道路を塞ぐだけでなく歩行者も含めてということですからかなり大きなことが心配されますので、町としてこら辺のことを対策として除却するだけでなく、予防するそういう防災の観点からどのようにこの方向性をこれから推し進めていこうとされているか、その点1点お聞きしたい

と思います。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 4番、岸本議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、空き家の防災の関係でございますけれども、原則空き家の除却に関しましては所有者の方に責任を持って行っていただくと。そういう中で財源的にきつい方とかそういう部分は、今言ったような補助金等を活用いたしまして、積極的に除却を図ってもらうというものでございます。今回補正計上させていただきました400万円につきましても、その後8件の申請がございまして、空き家の所有者の方の除却に対する自覚というものもかなり定着してきたものとは考えてはおりますが、今後空家等対策協議会の中で対策計画をもとにいたしまして助言、指導を行いながら、その辺の特定空き家になる予備軍を極力減らすように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○4番（岸本好且君） 理解しましたけれども、今申請があつて、きちんと対応されているのはそれはそれでいいのですけれども、これから特定空き家になる予備軍も含めて今所有者と連絡きちんととれているのですか。とれていないものというのは中には数件あるのでしょうか。それがちょっと心配なのです。その辺のことも含めて、最終的には所有者の持ち物ですので、ですからやっぱりそういう予備軍にならない、その前に片づけたりするというのは非常に大事だと思うのですけれども、その連絡等は所有者のほうと町としてきちんととれているのか、その辺最後にお聞きしたいと思いません。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 4番、岸本議員の再度のご質問にお答えいたします。

空き家の所有者に連絡がとれているかということでございますが、まず原則特定空き家に認定されてからその辺の所有者を調べるということにはなっておりますけれども、中には現状といたしま

してかなり廃屋に近いものもございますし、周りから苦情が来ているものも実際としてございます。そういったものにつきましては、従来の聞き取り等によりまして所有者を把握しているものもでございますし、新たに発生するものにつきましては今後空家等対策特別措置法にのっとりまして所有者の確定に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜ればと存じます。よろしく願いいたします。

○12番（庄 巖龍君） 学校改修整備費の旭中学校フェンス補修工事につきまして3点ほどお聞きいたします。

まず、この旭中学校のフェンスを直すに当たりまして、どのような過程でこのフェンスを直すようなことになったのか。誰かから指摘があったのか、それとも町側のほうで調べてやったのか、まず1点。

2点目につきまして、役場のどこの所管でこちらの調査等をするのか、これが2点目でございます。

その後、余市町の小中学校全てにわたるフェンスをその所管の部署が全部調べられたのか、この3点をよろしく願いいたします。

○学校教育課長（古山尚志君） 12番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目のフェンスの調査された過程ということなのですが、本件につきましては本年5月末にちょうど大川町15丁目に面しているフェンスにつきまして傾いている箇所が発見され、その後教育委員会事務局職員が実際現地で目視を行った後、修正が必要ということで今回計上をさせていただいたところであります。

2点目のどのような所管が調査ということなのですが、これに関しましては先ほど申し上げましたように教育委員会の事務局職員が2名ほど現地に向かいまして、そちらのフェンスの状況を確認をしております。

3点目の各小中学校のフェンスの状況につきましてですが、こちらにつきましても教育委員会の職員が各学校のほうを回って、フェンスの異常箇所がないかということで調査のほうを行っているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○12番（庄 巖龍君） 所管がはっきりいたしましたので、もう一度確認の意味を込めてお聞きいたします。

余市町の国道5号線に面するとある小学校でございますけれども、そちらのフェンスが非常に穴があいておりまして、野球ができない。野球をやっている子供たちがボールをとりに行くと、車にひかれそうになったと。私目の前で見ておりますけれども、そういったことについて、こちら教育委員会のほうで全部調べているということでございますけれども、そこまで全部調べているというふうな認識でよろしいのですね。

○学校教育課長（古山尚志君） 12番、庄議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまのご質問、国道5号線沿いのフェンスということなのですが、私想定するに多分大川小学校の部分ではないかというふうに想定しております。こちらにつきましては、現在ブロック塀のほうが設置されておりまして、そちらのほうで対応ができているものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○12番（庄 巖龍君） 私の真意がちょっと伝わらないようで恐縮ですが、フェンスに穴があいている。フェンスが穴があいていて、軟式のボールですから飛んでいくのです。そうすると、5号線に行くわけです。今おっしゃられたように国道5号線です。子供がとりに行くわけです。車の往来があります。危ないのです。きちんと調べていますかということです。だから、そのブロック塀に当たってボールが戻るのではなくて、国道まで転がっていつているのです、実際。これ教育

委員会に私言っているはずですが。わかっていらっしやるのではないですか。もう一度答弁をお願いします。

○学校教育課長（古山尚志君） 12番、庄議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

済みません。私の認識誤りがあったかもしれませんが、フェンスが設置されているのが勤労青少年ホーム側の部分にフェンスがあるというふうに認識をしております。

なお、先ほど議員からご指摘ありました部分については、再度現状を確認させていただければと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○高齢者福祉課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申しあげました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきまして平成29年度の国、道支出金等の精算に係る返還金の補正を行うものでございます。

なお、歳入につきましては、平成29年度の介護給付費交付金等の精算による追加交付のほか、必要となる一般財源については繰越金に求めて、歳出との均衡を図ったところであります。

以下、議案を朗読し、ご説明を申し上げます。

議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,409万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,344万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明を申し上げますので、2ページをお開き願います。下段でございます。

3、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加

算金、2目償還金、補正額2,409万7,000円、23節償還金利子及び割引料2,409万7,000円につきましては、平成29年度の介護保険給付費と地域支援事業費の国、道支出金の精算による返還金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、本ページの上段をごらん願います。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額943万5,000円、2節過年度分943万5,000円につきましては、平成29年度の介護給付費交付金の精算による追加交付の計上でございます。

2目地域支援事業支援交付金、補正額245万2,000円、2節過年度分245万2,000円につきましては、平成29年度の地域支援事業支援交付金の精算による追加交付の計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,221万円、1節繰越金1,221万円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長（羽生満広君） ただいま上程されました議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算は、療養給付費交付金の精算による返還金の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、一般被保険者に係る保険税により収支均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,446万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額546万6,000円、23節償還金利子及び割引料546万6,000円につきましては、療養給付費交付金過年度返還金による増額補正計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。本ページの上段でございます。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額546万6,000円、1節医療給付費分現年課税分343万5,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分123万4,000円、3節介護納付金分現年課税分79万7,000円につきましては、療養給付費交付金過年度返還金に係る財源を国民健康保険税に求めたものでございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 確認を込めて伺いたいのですけれども、ことしの4月から都道府県単位化ということで保険者が北海道にかわったわけですが、実はこれ余市町ではなくてほかの自治体の話なのですけれども、4月に新制度が始まって、新しい道から求められた納付金を払ってという中でやっていく、それに応じて必要に応じて税率改正をした自治体も結構多かったと思うのですけれども、その中でわずか4カ月でまた国保税の値上げの議論をしている自治体があると聞いたのです。余市町は、不幸にして1億円を超える赤字を抱えたままこの新制度に移行していつているわけなのですけれども、恐らく以前に示されていた予定だと今年度で1億円累積赤字は切るだろう

と。もともと道から求められていた納付金よりも、余市町の場合は赤字の解消という観点があるものですから、比較的高目の税率設定にもともととしてあったと。そのままいったと。今時点において税率を変更しなければならないような事態が発生する可能性は、今段階ではあると考えているのでしょうか。今のところその必要はないという見通しで保険会計を見ているのでしょうか。その辺をお願いいたします。

○保健課長（羽生満広君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

現段階におきまして余市町として税率の改正を今考えているかどうかというご質問だったというふうに思いますが、今の時点におきまして税率改正の部分につきましてはまだ検討は進めていない状況でございます。

しかしながら、平成35年ぐらいになりますと都道府県の保険料の一元化、平準化が見込まれておりますので、それに向けまして赤字解消に向けて努力はしてまいりたいというふうに考えておりますが、その時点になったときにまた改めて検討をしてみたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○14番（大物 翔君） 少し安心しました。今時点で最悪のことは想定していないと。

ただ、そうは申しましても私この間の3月ですとか、前の前の年度の限度額の改正の際にも繰り返し申し上げているのですけれども、協会けんぽなどと比較して国民健康保険は、払っている人がおおむね1.8倍から3倍近い保険税を負担しなければならないという状態に今もうなっていると。60年前この制度が発足した段階では、ほぼ社保の人と国保の人の税率負担というのは変わらなかったのです。それが60年たって、国初めさまざまな公共団体が繰り入れを減らし続けてきたと。その結果、被保険者の負担がふえ続けてきたと。今回の広域化においても、赤字に対する繰り入れだと

か、もしくは支援という形での一般会計からの繰り入れというのをやってはいけないということにはなっていないと。しかし、余市町はしていないという状況なのですが、この中で今後も被保険者に負担を求めながらやっていくと。あくまで余市町が追加で持ち出しをして何かするということは現時点では考えていないと、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（中井寿夫君） 大物議員に申し上げます。ただいま返還金の中で議題になっておりますので、ただいまの質問につきましては違う機会にお願いしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第5号 工

事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（庄木淳一君） ただいま上程されました議案第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成30年度公共下水道余市下水処理場監視制御設備更新工事について予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

今回ご提案いたします平成30年度公共下水道余市下水処理場監視制御設備更新工事におきましては、処理場内の各種設備の制御信号を取り込み、監視制御を行う処理場の中枢となる設備の更新であります。余市下水処理場は、平成元年10月に運転を開始し、適正な運転管理及び点検整備を行い、良好な水処理に努めてまいりました。現在の監視制御装置につきましては、平成14年度に中央監視装置の更新工事にて設置されました操作卓兼画面表示及び工業用パソコンの電子機器、さらには供用開始から一度も更新されていない工業計器盤等が耐用年数を超過し、老朽化が著しいことに加えて交換部品の供給が停止されていますことから、本設備が停止いたしますと施設の全体的な運転状況を把握することが不可能となり、現場への操作指示や対応がおくれることにより処理機能に影響を及ぼすため、このたび更新工事を実施するものであります。

工事内容といたしましては、監視制御装置、運行記録及び気象情報等の印字用プリンター、非常通報装置、工業計器盤を更新いたします。なお、本提案に先立ちまして、去る7月19日に随意契約にて受注者が決定されましたことから、このたびご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、平成30年度公共下水道余市下水処理場監視制御設備更新工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、一金1億4,601万6,000円也。

4、工期、自平成30年10月3日、至平成32年2月28日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、三菱プラント・大江特定共同企業体、代表者、札幌市中央区北2条東12丁目98番地42、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北海道支社支社長、吉次勝治。

以上、議案第5号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（吉田浩一君） 入札のことについてお尋ねしたいと思います。

最終的には随契ということなのですが、参考資料のほうには1社しか、三菱プラント・大江特定共同企業体しかないのですけれども、入札のときにどういう経過だったのでしょうか。何社かあって、それでみんな辞退して1社になって、それでやったのか、その辺はどうだったのでしょうか。その辺だけお願いします。

○財政課長（高橋伸明君） 8番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

入札の経過でございますが、本件につきましては公募型の指名競争入札という形で当初公募をかけたのですが、申し込みがあったのが当該1社ということで随意契約という形に至った次第でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明26日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午前11時53分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利

余市町議会議員 16番 藤 野 博 三